

■ その他の災害対策計画

第25章 火山災害対策

市に被害を及ぼすおそれのある火山としては、富士山があります。富士山が噴火した場合、10～30cm降灰の堆積が想定される範囲に市の一部が入っています。

火山災害については、その活動状況から、災害発生の危険性のある程度は予測することが可能であることから、本章では、被害を軽減するために、富士山の火山情報の伝達、迅速な避難誘導等の必要な事項について定めます。

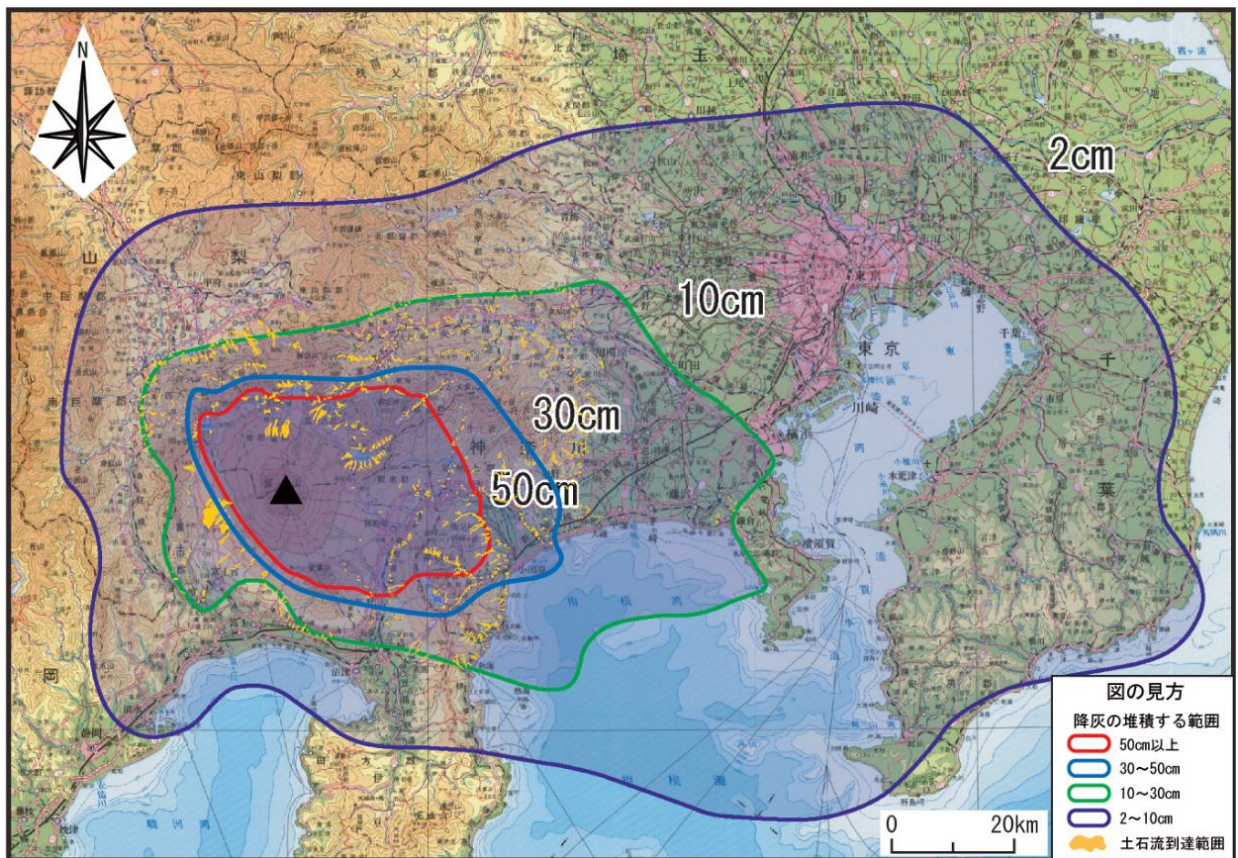
1 富士山の概要

富士山は、山梨県と静岡県にまたがり、小御岳（こみたけ）・古富士の両火山上に生成した成層火山で日本の最高峰であり、体積は約400km³、基底は直径50kmの大きさです。主に玄武岩からなりますが、1707年にはデイサイト・安山岩の軽石・スコリアも噴出しました。側火山が約100個あります。

標高2,450m以上は露岩地帯で、風食作用が著しく、特に西斜面は崩壊が激しくなっており、「大沢崩れ」として知られております。

気象庁では、富士山の噴火警戒レベルは「1（平常）」としており、気象庁等において、監視・観測が行なわれています。

図 25-1 富士山が噴火した場合の降灰範囲



第1節 災害予防

担当 総務部（管財課）、防災安全部（総合防災課）、健康福祉部（市民健康課）、
教育部（教育指導課）、消防本部

第1 火山情報の伝達体制等

活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第20条（警戒避難体制の整備）の規定に基づき、火山情報伝達体制等について、必要な事項を定めます。

1 噴火警報等の発表

(1) 噴火警報

噴火警報は、気象業務法第13条（昭和27年法律第165号）の規定により、気象庁火山監視・情報センターが、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表します。

なお、活動火山対策特別措置法第21条第1項に規定される火山現象に関する情報は、噴火警報として取り扱います。

(2) 噴火予報

噴火予報は、気象業務法第13条の規定により、気象庁火山監視・情報センターが、火山活動が静穏（平常）な状態が予想される場合に発表されます。また、噴火警報の解除は、噴火予報で発表します。

(3) 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルとは、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民等がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したものです。噴火警戒レベルを導入した火山では、噴火警報及び噴火予報で噴火警戒レベルを発表します。住民や登山者・入山者等に必要な防災対応が分かりやすいように、各区分にそれぞれ「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「平常」のキーワードをつけて警戒を呼びかけます。

表 25-1 噴火警戒レベル表

	名称	略称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況
噴火警報	噴火警報 (居住地域)	噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。
				レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきた）。
	噴火警報 (火口周辺)	火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
				レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
噴火予報	—	火口内等	レベル1 (平常)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	

(4) 降灰予報

ア 発表基準：噴煙の高さが概ね火口上 3 千メートル以上、あるいは噴火警戒レベル 3 相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合

イ 内容：噴火発生から概ね 6 時間後までに火山灰が降ると予想される地域

(5) 火山現象に関する情報

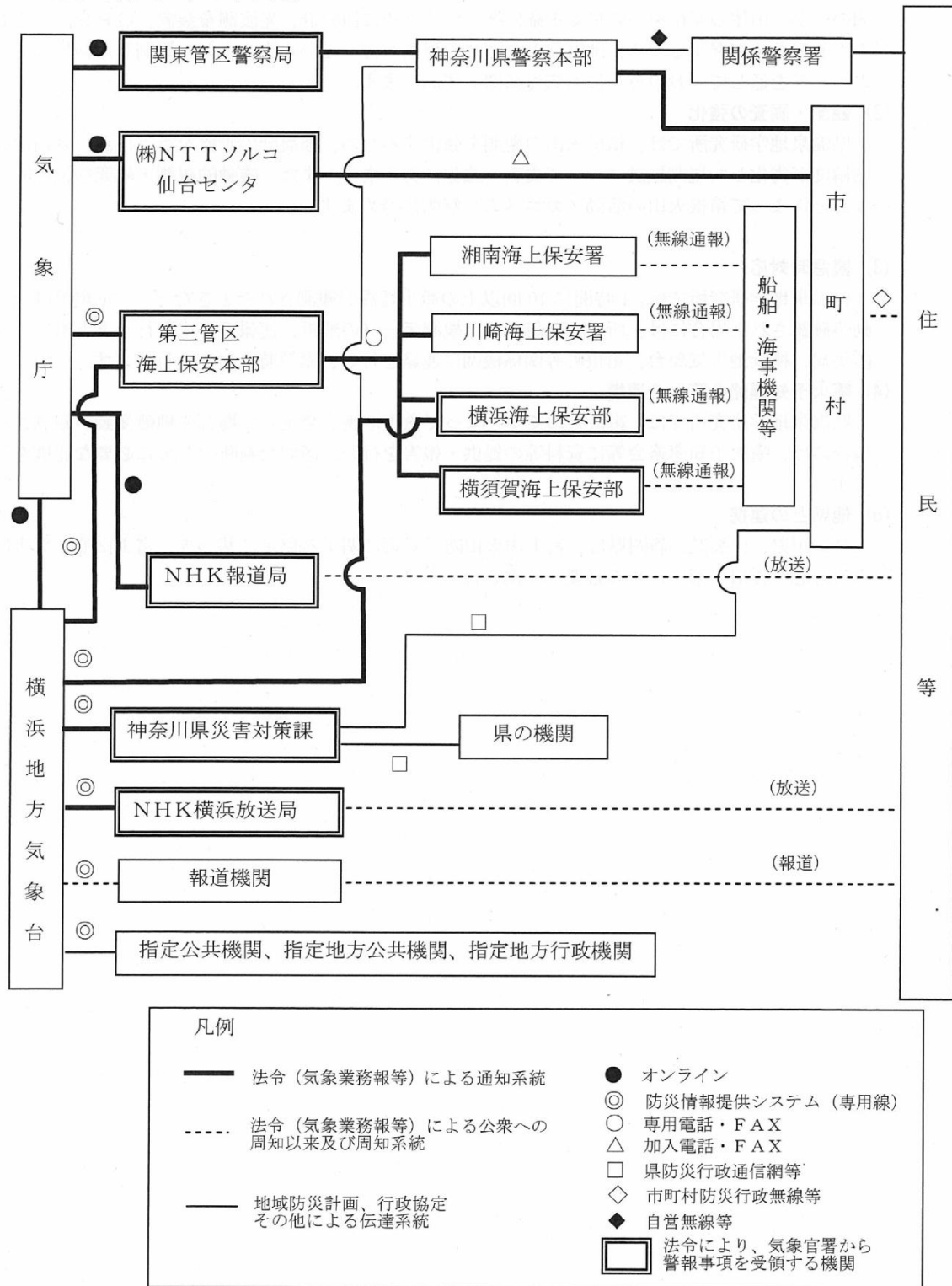
表 25-2 火山現象に関する情報

情報等の種類	内容	発表時期
火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動回数、噴火等の状況や警戒事項について解説する情報	火山活動の状況に応じ適時発表
火山活動解説資料	地図や図表を用いて、火山活動の状況や警戒事項について解説する情報	毎月上旬又は必要に応じ適時発表
週間火山概況	過去 1 週間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料	毎週金曜日
月間火山概況	前月 1 ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料	毎月上旬
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報	随時

2 噴火警報等の通報及び伝達体制

噴火警報等の通報及び伝達系統は、概ね次のとおりとします。

図 25-2 噴火警報等の伝達系統図



第 2 災害応急対策への備え

1 災害情報の収集・連絡

(1) 災害情報の収集・伝達体制の充実

市は、県及び関係機関との情報の収集・連絡体制の整備を図り、災害情報受伝達体制を強化します。

(2) 通信手段の確保

市は、発災時の円滑な情報の受伝達を図るために、災害情報に関するシステムや資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練を継続的に実施するなど、機器操作の習熟に努めます。

(3) 被災者支援に関する情報システムの構築等

ア 市は、罹災証明書の発行、義援金の給付等の被災者支援業務を円滑に実施するため、被災者の住所や家屋等の情報を効率的に処理するシステムの導入や体制の整備に努めます。

イ 市は、市民や避難所、救護活動拠点等への情報提供等にあたり、インターネット等各種通信手段の活用を図ります。

2 救助・救急、消火及び医療救護活動

(1) 救助・救急活動

市は、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急・救助用資機材の整備に努めます。

(2) 消火活動

ア 市は、消防組織の強化に努め、平常時から消防本部・消防団及び自主防災組織等の連携強化を図ります。

イ 市は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画をたて、消防施設等の整備に努め、その強化を図ります。

(3) 医療救護活動

市は、関係機関と調整のうえ、神奈川県医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めるとともに、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努めます。

3 避難誘導

(1) 市は、避難場所・避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民や観光客等への周知徹底に努めます。

(2) 市は、事前に民生委員・自治会等の活動を通じて、在宅の高齢者・障害者等の所在を「避難行動要支援者名簿」、「要配慮者マップ」等により個人情報に配慮しつつ把握し、災害時に迅速に避難できるように努めます。

(3) 市及び施設の管理者は、高齢者・障害者・乳幼児等の自力避難が困難な者の避難誘導・搬送等について、自主防災組織・近隣居住者等の協力を得て、迅速かつ安全に行えるよう努めます。

(4) 市は、高齢者・障害者等の二次的避難所として、設備・体制が整った社会福祉施設等を活用するため、あらかじめ、施設管理者と災害時の協定を結ぶことに努めます。

4 降灰等対策

市は、国・県及び防災関係機関等と連携し、経済活動・住民生活等に及ぼす影響を軽減するため、火山噴火時の降灰対策などについて検討します。

5 防災知識の普及

(1) 市民等への防災知識の普及

ア 市は、国及び県と連携して、火山災害について市民の正しい理解が進むよう、火山活動等に関する情報の提供・普及啓発に努めます。

イ 市は、被害の及ぶ範囲や避難場所・避難路等防災関係施設の位置、災害時に対応すべき事項等を総合的に表示した火山に関するハザードマップの作成に努めるとともに、地域の実情にあった啓発を行います。

(2) 観光客等への防災知識の普及

市は、観光協会等の関係機関と連携して、火山防災知識の普及啓発に努めます。

(3) 児童・生徒等への防災知識の普及

公立学校は、教科等を通じ、火山に関する知識の普及や火山防災教育の推進に努めます。

第2節 災害時の応急活動計画

担当 各部

第1 災害情報の収集・連絡

1 災害発生による被害情報の収集・連絡

市は、人的被害の状況・建築物の被害・火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。

2 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。

3 通信手段の確保

市は、災害発生時において、災害情報の連絡通信手段を確保するために、各種の情報通信手段の機能確認を行うとともに、障害が発生したときには、必要な要員を直ちに現場に配置して、速やかな通信の復旧を図ります。また、通信手段の確保について必要な措置を県に要請します。

第2 活動体制の確立

1 活動体制

(1) 市は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、火山の活動状況や被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、降灰により通行できない道路の啓開など必要な措置を講じます。

(2) 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条に基づき、市災害対策本部を設置します。

(3) 市は、県に災害対策本部の設置状況等を報告します。

2 広域的な応援体制

市長は、本市の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施しますが、その被害状況によって、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときに

は、他市町村長に対し応援要請を行い、若しくは知事に対し、応援要請又は災害応急対策の実施を要請します。

3 自衛隊の災害派遣

市長は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、人命又は財産の保護のため自衛隊の災害派遣が必要であると認める場合には、県知事に対して自衛隊の派遣要請を求めます。この場合、市長は、必要に応じて、その旨及び市域の災害状況等を防衛大臣又は地域担任部隊の長（陸自第1師団長）に通知します。

また、市長は、県知事への自衛隊派遣要請の要求が連絡不能でできない場合は、直接防衛大臣又は地域担任部隊等の長（陸自第1師団長）に災害の状況等を通知します。なお、この通知をしたときは、速やかにその旨を県知事に通知します。

第3 救助・救急、医療救護活動

災害発生時、市民の一人ひとりが、「自らの身は、自ら守る」とともに、被災者の救出・救護活動を行い、災害の拡大の防止に努めるものとします。

また、市は防災関係機関が一体となって被災者の救出・救援、消火及び医療救護活動を行います。

関連箇所：風水害応急対策計画「第9章 救助・救急、消火活動」、「第10章 医療救護活動」

第4 避難対策

市は、災害発生後、人命の安全を第一に被災住民等の避難誘導を行うとともに、あらかじめ指定された避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在・災害の概要・その他避難に関する情報の提供に努めます。

市民は、あらかじめ指定されている避難場所を日ごろから把握するとともに、避難勧告等が出された場合には避難します。また、被災のおそれがあるため避難の必要がある場合は、安全に十分配慮しながら自主的に避難するものとします。

なお、市は2cmを越える降灰が予測される場合は屋内避難を呼びかけ、30cmを越える降灰が予測される場合は建物倒壊等の恐れがあるため、堅牢な建物への避難を呼びかけます。

また、降灰後に大雨警報が発表された場合は土石流発生の恐れがあるため、危険区域の住民に対して避難の指示を行います。

関連箇所：風水害応急対策計画「第11章 避難・被災者受入れ、保護対策」

第5 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

災害発生後、特に初期には、救助・救急、医療救護活動を迅速に行うため、緊急通行車両の通行を確保する必要があり、そのため一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施し、緊急交通路を確保します。

また、緊急物資の供給や応急復旧要員の確保を図るため、陸・海・空の様々な手段を利用し、緊急輸送ルートの確保に努めるなど総合的な緊急輸送を実施します。

関連箇所：風水害応急対策計画「第17章 交通規制・緊急輸送対策」

第 7 被災者等への情報提供、相談、物価の安定等に関する活動

市は、被災者のニーズを十分把握し、火山災害の状況に関する情報・安否情報・ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧状況・医療機関などの生活関連情報・それぞれの機関が講じている施策に関する情報・交通規制等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供します。

また、市は、被災者から寄せられる生活上の不安や要望に応えるため、被災者の相談に応じるとともに、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図ります。

関連箇所：風水害応急対策計画「第21章 被災者等への情報提供、相談、物価の安定等に関する活動」

第26章 雪害対策

大雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による孤立などの雪害対策について、必要な事項を定めます。

第1節 災害予防

担当 各部

第1 災害応急対策への備え

1 ライフライン施設等の機能の確保

市及びライフライン事業者は、上下水道・電気・ガス・電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、雪害に対する安全性の確保を図ります。

2 災害情報の収集・連絡

(1) 災害情報の収集・伝達体制の充実

市は、県及び関係機関との情報の収集・連絡体制の整備を図り、災害情報受伝達体制を強化します。

(2) 通信手段の確保

市は、発災時の円滑な情報の受伝達を図るために、災害情報に関するシステムや資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練を継続的に実施するなど、機器操作の習熟に努めます。

3 除雪体制の整備

市は、平常時から、高齢者等の要配慮者の住居その他関連施設について状況の把握に努め、除雪が困難であったり、危険な場合においては、必要に応じて、消防機関・自主防災組織・近隣居住者等との連携協力により除雪支援や避難誘導を行う体制の整備・再点検を行うよう努めます。

4 救助・救急活動

市は、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急・救助用資機材の整備に努めます。

第2節 災害時の応急活動計画

担当 各部

第1 雪害に関する警報等の伝達

横浜地方気象台は、大雪の現象に伴う災害及び被害の発生するおそれのある場合、市町村単位で特別警報・警報または注意報を発表し、市民や防災関係機関に警戒または注意を喚起します。

また、特別警報・警報又は注意報は、直ちに県防災行政通信網を通じて、市に伝達されます。

1 警報の発表に伴う配備体制

市及び防災関係機関においても、それぞれが定めている配備計画に基づき事前配備体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を決定します。

第 2 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

災害が発生した場合、発災直後の応急活動対策を適切に実施するため、被害規模等の概括的な情報をいち早く把握することが、その後の応急対策を効果的に実施するためには不可欠です。

1 災害情報の収集・連絡

(1) 被害規模の早期把握のための活動

市は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲等・被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたります。

(2) 災害発生による被害情報の収集・連絡

市は、人的被害の状況・建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。

(3) 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。

2 通信手段の確保

市は、災害発生時において、災害情報の連絡通信手段を確保するために、各種の情報通信手段の機能確認を行うとともに、障害が発生したときには、必要な要員を直ちに現場に配置して、速やかな通信の復旧を図ります。

第 3 活動体制の確立

1 活動体制

(1) 市は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。

(2) 市長は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条に基づき、市災害対策本部を設置します。

(3) 市は、県に災害対策本部の設置状況等を報告します。

2 広域的な応援体制

市長は、本市の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施しますが、その被害状況によって、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長に対し応援要請を行い、若しくは知事に対し、応援要請又は災害応急対策の実施を要請します。

3 自衛隊の災害派遣

市長は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、人命又は財産の保護のため自衛隊の災害派遣が必要であると認める場合には、県知事に対して自衛隊の派遣要請を求めます。この場合、市長は、必要に応じて、その旨及び市域の災害状況等を防衛大臣又は地域担任部隊の長（陸自第1師団長）に通知します。

また、市長は、県知事への自衛隊派遣要請の要求が連絡不能でできない場合は、直接防衛大臣又は地域担任部隊等の長（陸自第 1 師団長）に災害の状況等を通知します。なお、この通知をしたときは、速やかにその旨を県知事に通知します。

第 4 除雪の実施

市及び道路管理者は、災害を防止するため、除雪を実施するものとします。また、市は、降雪時パトロール及び除雪箇所一覧の分担により対応する。

第 5 救助・救急活動

市は防災関係機関と一体となって、大雪により孤立した者等、被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めます。

関連箇所：風水害応急対策計画「第 9 章 救助・救急、消火活動」

第 6 避難対策

1 避難誘導の実施

- (1) 市長は、災害の状況に応じて、人命の安全を第一に、必要に応じて避難準備情報の発表または避難の勧告、指示を行います。
- (2) 市は、避難誘導にあたって、避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めます。

2 帰宅困難者への対応

- (1) 市は、必要に応じて帰宅困難者用の一時滞在施設を開設し、円滑な管理運営を行うとともに、帰宅困難者への開設状況の広報、鉄道事業者への情報伝達等を行います。また、帰宅困難者に対して必要に応じて飲料水等を提供します。
- (2) 企業・事業所は、災害関連の情報を収集し、組織内に的確に伝達するとともに、施設利用者等が安全に帰宅できることが確認できるまでは、建物内に留めるよう努めます。
- (3) 旅館・ホテル等の宿泊施設及び商業施設等の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、発災後の施設利用者の混乱を防止するため、自らの施設機能を十分活用するとともに、必要に応じあらかじめ定められた地域の避難所に誘導するものとします。
- (4) 鉄道機関等の関係各機関は、それぞれの機関の施設に加えて駅周辺の民間施設が有する機能を十分活用するとともに、必要に応じて県及び市町村の情報伝達等に基づき地域の避難所等を案内するものとします。

関連箇所：風水害応急対策計画「第 11 章 避難・被災者受入れ、保護対策」

第 7 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

1 交通の確保

- (1) 交通情報の広報

交通規制が実施された場合、市は、直ちに市民等への周知徹底に努めます。

■ その他の災害対策計画
第 26 章 雪害対策

(2) 道路の応急復旧等

道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国土交通省関東地方整備局、市災害対策本部等に報告するほか、備蓄基地を活用して、障害物の除去、除雪の実施、応急復旧等を行い道路の機能の確保に努めます。

2 緊急輸送

市は、地域の現況に即した車両等の調達を行い、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達・あっ旋を依頼します。

関連箇所：風水害応急対策計画「第17章 交通規制・緊急輸送対策」

第 8 被災者への的確な情報伝達活動

1 被災者への情報伝達活動

市は、被災者のニーズを十分把握し、気象・被害の状況・二次災害の危険性に関する情報・安否情報・ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧状況・医療機関などの生活関連情報・それぞれの機関が講じている施策に関する情報・交通規制等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供します。なお、その際、高齢者・障害者・観光客・外国人等に配慮した伝達を行います。

2 災害広報の実施

情報伝達にあたっては、被災者が必要とする情報を十分把握し、防災用行政無線・掲示板・広報紙・広報車等によるほか、放送事業者・通信社・新聞社等の報道機関の協力を得て的確に提供するように努めます。

関連箇所：風水害応急対策計画「第 6 章 情報収集・伝達・広報」